

和歌山県におけるタイ向け選果こん包施設認定事務実施要領

第1 趣旨

この要領は、タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下「告示」という。）及びタイ王国保健省告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」に基づき、和歌山県（以下「県」という。）が認定する制度について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査対象施設 タイ王国向けに輸出する青果物の選果こん包施設（以下「施設」という。）をいう。
- (2) 認定 認定に関する基準（以下「認定基準」という。）に適合する施設として、県が認めることをいう。
- (3) 認定基準 告示の附属文書2において定める基準をいう。
- (4) 認定取得者 認定を取得した施設の責任者をいう。

第3 認定の申請

- (1) 申請方法及び申請先

認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、調査を希望する日の2週間前までに食品流通課長あて提出しなければならない。

- (2) 申請者の要件

認定を申請することができる者は、県内に所在する審査対象施設の責任者とする。

第4 調査の実施

- (1) 現地調査員の指名及び派遣

ア 食品流通課長は、申請者から認定の申請があった場合は、食品流通課又は振興局農業水産振興課に所属する職員のうちから、申請があった施設が認定基準に適合しているか否かを判断するための現地調査を行う者（以下「現地調査員」という。）を指名又は依頼する。

イ アの場合に、食品流通課長は、生活衛生課長又は保健所長に対し、現地調査員として食品衛生法（昭和22年法律第233号）第30条に規定する食品衛生監視員の資格を有する職員の派遣を依頼することができる。

- (2) 調査方法及び調査内容

現地調査員は、審査対象施設が認定基準に適合するか否かについて、告示の附属文書3において定めるチェックリスト及び検査の評価結果に係る基準（別紙1）に基づき、施設の目視による確認やマニュアル等の確認及び施設の責任者へのヒアリング等により調査を行うものとする。

- (3) 再調査の実施

調査の結果、認定基準に適合していないことが確認された場合には、申請者は、現地調査員と協議の上、再調査を受けることができる。

なお、再調査は、初回の調査日から1か月以内に実施し、初回の調査時に「良い／普通」と判断された項目については、調査を省略することができる。

(4) 調査結果の開示

調査を実施した現地調査員は、申請者から求めがあった場合には、調査結果を申請者あて開示するものとする。

第5 認定の通知及び認定の有効期間

(1) 認定の通知

食品流通課長は、審査の結果、審査対象施設が認定基準に適合していることを認定したときは、申請者に対し、認定書（別記様式第2号）を添付の上、認定通知書（別記様式第3号）（以下「認定通知書等」という。）を交付するものとする。

なお、添付する認定書は原本証明を付した認定書の写しとし、原本は県が保管する。

(2) 認定の有効期間

認定の有効期間は3年間とし、認定を受けた日から起算して3年を経過する日までとする。なお、認定書の有効期間は、認定の有効期間とする。

第6 認定書の原本証明

(1) 原本証明の申請

認定取得者が、認定書の発行日以降に再度認定書の写しの交付を申請する場合は、原本証明交付申請書（別記様式第4号）を食品流通課長に提出するものとする。

(2) 原本証明の交付

食品流通課長は、原本証明交付申請書を確認の上、適当と認められた場合、認定書の複写に原本証明を行い、交付する。なお、原本証明に要する経費は無償とする。

第7 認定事項の変更

(1) 認定取得者は、認定の有効期間内において、認定を受けた事項について変更しようとするときは、認定事項変更申請書（別記様式第5号）に、必要に応じて変更内容を確認できる書類を添え、遅滞なく食品流通課長あて申請しなければならない。

なお、認定を受けた事項のうち変更が可能なものは軽微な変更に限る。それ以外の場合は、第3の1に掲げる方法により認定の申請を行うものとする。

(2) 食品流通課長は、認定事項変更申請書を受理した場合、変更内容を反映した認定書及び原本証明を付した認定書の写しを発行することができる。

なお、認定書の有効期間は当初発行の認定書の有効期間と同一とし、認定書の原本は県が保管する。

第8 認定の申請に対する審査に係る費用

認定の申請に対する審査に係る費用は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年11月1日条例第28号）に定める額とする。

第9 認定の取消

食品流通課長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。その場合にあつては、認定取得者に対し認定取消通知書（別記様式第6号）により通知す

るものとする。

- (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明した場合
- (2) 認定基準への不適合が判明し、改善を求めても改善されないとき。
- (3) 認定取得者が認定書を不正に使用した場合

第10 申請書類等の保存及び保存期間

(1) 申請書類等の保存

食品流通課長は、認定に際し、申請書類及び届出書類（添付書類を含む。）の原本、認定通知書等（認定取消通知書を含む。）の写し及び調査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第7号）を作成し保存する。

- ① 申請書類の受付年月日
- ② 施設の名称、所在地及び連絡先
- ③ 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- ④ 認定書に記載された品目
- ⑤ 認定書に記載された施設番号
- ⑥ 調査年月日（再調査を実施した場合には再調査年月日も含む。）
- ⑦ 調査員の所属及び職氏名
- ⑧ 調査結果点数（合計点）
- ⑨ 認定書の発行年月日
- ⑩ 認定書の失効年月日
- ⑪ その他特記事項（認定内容の変更、認定取消年月日及びその事由等）

(2) 保存期間

食品流通課長は、前号に規定する書類等一式について、認定書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

第11 秘密保持義務等

この要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏らし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第12 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認定取得者は、この要領に基づく認定を取得した施設から出荷した品目に対する苦情、問い合わせ及び事故等の処理について適切な対応が可能な体制を整備するよう努めなければならない。

(2) 認定取得者の責務

認定取得者は、出荷品目に事故が発生した場合は出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因の究明と再発の防止に取り組むものとする。

第13 認定及び認定取消に係る国への報告

食品流通課長は、施設の認定又はその取消を行った場合は、タイ向け輸出青果物の取扱要綱（農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労

働大臣・農林水産大臣決定) 第3の2の(1)の別表2の別紙TH-P1)の5の5-5.の規定に基づき、国が定める様式によりとりまとめ、翌月8日までに近畿農政局長宛てに報告するものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。